

令和 8 年度事業計画について【抜粋】

介護保険係

	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
人口	44,238	44,000	44,450	43,942	44,533	—
被保険者数	10,056	10,007	10,114	10,032	10,128	—
認定者数	1,780	1,810	1,859	1,822	1,905	—
介護給付費	2,632,040 千円	2,503,309 千円	2,762,048 千円	2,613,800 千円 (※)	2,858,570 千円	2,643,510 千円 (※)
地域支援事業費	241,167 千円	232,832 千円	251,852 千円	306,736 千円 (※)	262,560 千円	334,650 千円 (※)

※ 令和 7 年度及び令和 8 年度の介護給付費及び地域支援事業費実績値は、当初予算の数値です。

※ 人口、被保険者数、認定者数は各年 9 月 30 日時点の実績値

令和 8 年度からの改正事項等

- 介護予防・日常生活支援総合事業（令和 8 年 4 月から）
自立支援リハビリサービス（短期集中予防サービス）
➡訪問リハビリの内容を変更してサービスをより利用しやすい内容とした。
- 介護報酬改定（令和 8 年 6 月から）
主には処遇改善加算の見直し
- 保険料の所得段階区分の改正（令和 8 年度賦課分に適用）
税制改正に対応した所得段階区分の判定の見直し

高齢者支援係

令和 7 年度	令和 8 年度
●在宅支援サービス事業 ・ 高齢者タクシー助成事業の継続 ・ 理髪サービス事業補助方法の見直し ・ 緊急通報システム事業の見直し ・ 避難行動要支援者名簿要綱の整備	➡継続実施 ➡補助額の増額 ➡対象者の見直し・見守りセンサー導入 ➡一斉更新（3 年に 1 度）
●食の自立支援対策 ・ 配食サービスの町補助額等の見直し	➡補助方法の変更
●老人クラブ活動拠点施設整備事業 ・ 中部老人憩の家の維持管理	➡老人クラブの団体の利用促進
●身寄りのない高齢者の死後意思決定支援事業 【new】	➡日進市と協働して事業内容を決定し、モデル事業として実施

地域ケア推進係

【一般介護予防事業】

1 通いの場の充実

(1) TOGO まちかど運動教室、健康たまり場（動機付け教室）の充実及び元気アップ教室各コースの再編

TOGO まちかど運動教室及び健康たまり場は週 1 回～月 1 回、公民館等で運動指導士による体操を実施。予約不要。元気アップ教室各コースは月 3～4 回、町総合体育館及びいこまい館で運動指導士による体操を実施。要予約。

○ 令和 8 年度の予定

- ・令和 7 年度まで実施していた元気アップはつらつコースを一新し、TOGO まちかど運動教室町総合体育館として実施する。
- ・6 月より運動習慣がない方を対象に、自宅でもできる体操や運動を運動指導士が指導し、3 か月全 12 回で運動習慣の定着を目指す、元気アップぐんぐんコースを新設する。
- ・新たな地区で健康たまり場を開催する。
- ・TOGO まちかど運動教室及び健康たまり場は体操だけでなく、フレイル予防、服薬管理等の普及啓発の場として講話等を企画する。

(2) 思い出の語り場事業・社会参加ポイント手帳の活用

ア 思い出の語り場づくり事業

地域での住民主体の通いの場に対し、会場使用料、傷害保険料等を助成

- ・申請団体：令和 8 年度 35 団体（R8.5.13 現在）
- ・新規申請団体：令和 7 年度 6 団体、R 8 年度 4 団体（R8.5.13 現在）
- ・特徴として、サロンや体操だけでなく、カラオケ、麻雀、卓球、絵手紙など多彩な内容で実施されている。また、男性の参加者も多い。

イ 社会参加ポイント手帳・社会参加ポイント制度

町の介護予防教室や地域の通いの場、老人クラブの活動等参加する毎にポイントを付与し、ポイントに応じてクオカードと交換する制度。手帳の巻末には登録団体を地域ごとに一覧で掲載している。

- ・登録団体：令和 8 年度 120 団体（R8.5.13 現在）
- ・ポイント付与の登録団体に登録してもらうことで地区の通いの場の把握ができています。
- ・令和 8 年度の手帳から『介護予防手帳』（介護予防のセルフマネジメント）としても活用できるようにページを改定

○ 令和 8 年度の予定

- ・社会参加ポイント手帳を中心に、介護予防、通いの場の周知啓発を継続していく。

(3) 生活支援コーディネーターによる地域の通いの場の立ち上げ支援と把握 （生活支援体制整備事業に重複）

生活支援コーディネーターは、地域の様々な活動に出向いており、地区の通いの場の情報を把握している他、地区住民と顔が見える関係、ネットワークができる。

○ 令和 8 年度の予定

- ・生活支援コーディネーターと協力し、社会参加ポイント手帳の周知やサロンの新規立ち上げなど支援を行っていく。
- ・冊子「とうごうくらしのおうえんガイドブック」・「とうごうサロン」の配布及び活用を促進する。

2 自立支援の取り組み

フレイル等により要支援・要介護状態に移行しつつある人に介入し、元の生活に戻れるような支援を行う。(良くなる可能性がある人を見逃さない。)

(1) 自立支援応援事業

「自立支援」や「本人の望む暮らし」に焦点をあて、リハビリ職や管理栄養士 が自宅に訪問し、アセスメントやアドバイスを実施する。

- ・実施件数：令和5年度13件（リハ職10件、管理栄養士3件）
令和6年度20件（リハ職15件、管理栄養士5件）
令和7年度35件（リハ職27件、管理栄養士8件）
- ・事業を利用した事業所数及び担当（ケアマネ等）数
令和5年度3事業所8人、令和6年度5事業所10人、令和7年度4事業所11人

(2) 検討会の実施

「自立支援」の考え方について、「自立支援応援事業」、「短期集中リハビリサービス」等を利用促進も含めて検討する。

- 令和7年度
 - ・リハビリ連絡協議会（年4回）、管理栄養士連絡会（年1回）：自立支援応援事業での支援ケースの情報交換、初期集中リハビリテーション等自立支援につながる支援について協議
 - ・かけはし定例会（月1回）：東郷町の考え方・事業の整理、住民・支援者に向けた理解促進の方法について検討
- 令和8年度の予定
今年度も引き続き、自立支援応援事業の普及啓発、意見交換等を実施する。

【在宅医療・介護連携推進事業】

「やまびこ東郷」及び「かけはし」の両輪で在宅医療・介護連携を推進。

やまびこ東郷：東名古屋医師会に委託、かけはし：豊明市、東郷町の共同運営

- 令和8年度の予定
 - (1) 電子@連絡帳の普及
 - ・電子@連絡帳を利用した災害等の情報共有訓練及び多職種同職種合同研修会にて、情報共有訓練をテーマに災害時における電子@連絡帳の活用について研修会を実施予定。
 - ・「電子@連絡帳」の操作方法についての勉強会を7月に実施予定。
 - (2) ACPの普及・啓発
 - 【住民向け】
 - ・ACP勉強会を実施し、カードゲームを通じての普及啓発を行う（年3回予定）
 - 【専門職向け】
 - ・多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成研修会及びかけはし一歩塾にて実施予定。
 - (3) 在宅医療・介護フェア
在宅医療・介護について一般住民に知ってもらう普及啓発のイベント
 - ・令和8年度のテーマは在宅医療・介護連携推進部会にて決定予定。
→令和7年度「テーマ：みんなで支える在宅医療と介護」のアンケート結果を踏まえつつ、一般住民向けに周知啓発できる内容を検討
 - (4) 多職種ミーティング
「町高齢者支援課の事業内容と役割について」、「障がい福祉サービスについて（仮）」「精神疾患について（仮）」、「高齢者虐待について（仮）」、「身寄りのない方の支援について専門職に期待すること」、「災害時における専門職の支援について（仮）」をテーマに実施予定

【生活支援体制整備事業】

「住民主体で行う互助の活動」を焦点に、住民自身が関心のある地域の事柄を意見交換し、アイデアを出し合いながら、住民同士でできる互助の活動を創生することを目指す。

○ 令和8年度の予定

(1) 第2層協議体の継続（月1回）

引き続き、2圏域で第2層協議体を開催する。

(2) 第1層協議体勉強会の開催（年1回）

第1層協議体の立ち上げに先駆け、第2層協議体のメンバーで、お互いの協議体の進捗状況等について圏域を超えて意見交換を行う。

(3) 生活支援コーディネーター

協議体の開催・支援の他、各地域での様々な主体による活動について、現場に出向き情報収集を行う。

【認知症総合支援体制整備事業】

認知症に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、認知症になっても住み慣れた場所で安心して生活できる体制を整える。

○ 令和8年度予定

(1) 認知症サポーター養成講座等

- ・小学5年生、中学1年生の認知症サポーター養成講座は引き続き実施する。
- ・認知症月間に、ホップ・ステップ・ジャンプと位置付け、ホップ「認知症サポーター養成講座」、ステップ「ステップアップ講座」、ジャンプ「認知症ボランティア講座」を実施する。

(2) 映画上映会の開催

- ・9月に映画「父と僕の終わらない歌」の上映会を開催する。

(3) 認知症支援施策検討会及び認知症キャラバンメイトでの協議

- ・認知症施策に関することは、認知症支援施策検討会（月1回）や認知症キャラバンメイト交流会（年3回予定）で、意見交換をしながら、協力して実施していく。

(4) 認知症個人賠償保険事業

- ・認知症やその疑いがある人が、日常生活での偶発的な事故などにより、損害賠償責任を負った場合に、賠償金を町が加入する保険で補償する制度を令和7年度より開始し、引き続き実施する。

【第10期高齢者福祉計画】

令和9年度から令和11年度の3か年の第10期高齢者福祉計画を策定する。

詳しくは、別紙資料2及び資料3参照

【その他】

地域支援サポーターの養成

介護予防・日常生活支援総合事業として基準緩和型訪問サービスAを実施している町内事業所に所属し、業務に従事する生活支援サポーターを養成する。

○ 令和8年度予定

町内の基準緩和型訪問サービスAを実施している事業所と協議しながら養成講座を実施する。